

新	旧
<p>建築基準法施行条例</p> <p>(前面空地)</p> <p>第十五条 興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地(以下「前面空地」という。)を設けなければならない。</p> <p>2 前面空地の面積は、○・一平方メートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。</p> <p>3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を突き出して設けることができる。</p> <p>4 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興行場等の主要出入口の前面に沿った空間を前面空地とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。</p> <p>(客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画)</p> <p>第二十二条 定員が三百人を超える興行場等は、舞台(花道を除く。)の用途に供する部分(当該部分の床面積が百平方メートル以下のものを除く。)と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。</p> <p>2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の効力を有する設備を設けなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場の構造)</p> <p>第二十二条の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物</p>	<p>建築基準法施行条例</p> <p>(前面空地)</p> <p>第十五条 興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地(以下「前面空地」という。)を設けなければならない。</p> <p>2 前面空地の面積は、○・一平方メートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。</p> <p>3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が政令第十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を突き出して設けることができる。</p> <p>4 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興行場等の主要出入口の前面に沿った空間を前面空地とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。</p> <p>(客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画)</p> <p>第二十二条 定員が三百人を超える興行場等は、舞台(花道を除く。)の用途に供する部分(当該部分の床面積が百平方メートル以下のものを除く。)と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。</p> <p>2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する政令第十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の効力を有する設備を設けなければならない。</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場の構造)</p> <p>第二十二条の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物</p>

(法第二十七条第一項の規定に適合するもの(政令第一百十條第二号に掲げる基準に適合するものに限る。)を除く。)は、耐火建築物としなければならない。

2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第一百十二條第十四項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

(物品販売業を営む店舗等の前面空地)

第二十四條 物品販売業を営む店舗等で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、その敷地内に幅員が主要出入口の幅員の二倍以上で、かつ、奥行が二メートル(その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものは、奥行が三メートル)以上の前面空地を設けなければならない。

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を突き出して設けることができる。

(耐火建築物としなければならないもの)

第三十四條 旅館又はホテルの用途に供する建築物(法第二十七條第一項の規定に適合するもの(政令第一百十條第二号に掲げる基準に適合するものに限る。)を除く。)で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。

(外壁等の構造)

第三十五條 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する二階建ての木造建築物等(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七條第一項の規定に適合するもの(特定避難時間が三十分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))を除く。)で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

は、耐火建築物としなければならない。

2 前項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを政令第一百五條の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第一百十二條第十四項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

(物品販売業を営む店舗等の前面空地)

第二十四條 物品販売業を営む店舗等で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、その敷地内に幅員が主要出入口の幅員の二倍以上で、かつ、奥行が二メートル(その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものは、奥行が三メートル)以上の前面空地を設けなければならない。

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、主要構造部が政令第一百五條の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の建築物の部分(不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。)を突き出して設けることができる。

(耐火建築物としなければならないもの)

第三十四條 旅館又はホテルの用途に供する建築物で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五百平方メートルをこえるものは、耐火建築物としなければならない。

(外壁等の構造)

第三十五條 法第二十二條第一項の市街地の区域内にある旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する二階建ての木造建築物等(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

(設置禁止の場所)

第三十八条 共同住宅又は寄宿舎は、次の各号のいずれかに該当する場所に設けてはならない。

- 一 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するもの用途に供する部分の上階
- 二 高架の工作物内

(主要出入口)

第四十条 共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の避難上有効な通路(道に通ずるものに限る。)を設けるとき。

耐火建築物又は準耐火建築物	一・〇メートル以上
外壁及び軒裏が防火構造の建築物	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

- 二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるとき。

- 2 階段等のみにより直接地上に達する住戸、住室又は居室を有する共同住宅又は寄宿舎にあつては、その階段口(当該階段等が地上に接する部分をいう。)も主要出入口とみなし、前項の規定を適用する。

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合するもの(特定避難時間)が四十五分間未満である特定避難時間倒壊防止建築物を除く。)を除く。は、その居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。)及び天井(天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、

(設置禁止の場所)

第三十八条 共同住宅又は寄宿舎は、次の各号のいずれかに該当する場所に設けてはならない。

- 一 主要構造部が政令第十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造でない自動車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二(と)項第四号に規定するもの用途に供する部分の上階
- 二 高架の工作物内

(主要出入口)

第四十条 共同住宅又は寄宿舎の主要出入口は、道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の避難上有効な通路(道に通ずるものに限る。)を設けるとき。

耐火建築物又は準耐火建築物	一・〇メートル以上
外壁及び軒裏が防火構造の建築物	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

- 二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるとき。

- 2 階段等のみにより直接地上に達する住戸、住室又は居室を有する共同住宅又は寄宿舎にあつては、その階段口(当該階段等が地上に接する部分をいう。)も主要出入口とみなし、前項の規定を適用する。
- 3 前各項の規定は、法第二十七条第一項ただし書の規定により法第二十九条号の三イに該当する準耐火建築物とした建築物については、適用しない。

(内装)

第四十一条 児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)は、その居室の壁(床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。)及び天井(天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、

下この条において同じ。)及び天井(天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

(木造長屋の形態等)

第四十二条 木造建築物等である長屋(耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。以下「木造長屋」という。)は、六戸建て以下としなければならない。ただし、主要構造部を準耐火構造としたものについては、十二戸建てにまですることができる。

2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、政令第三百三十六条の二に定める技術的基準に適合し、かつ、次の各号に定めるところによるものは、その地階を除く階数を三とすることができる。

一 延べ面積(主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造である部分の床面積を除く。)は、五百平方メートル以下とすること。

二 各戸が重層しないこと。

三 地階部分は、主要構造部(階段を除く。)を耐火構造とすること。

3 前項第一号及び第二号の規定は、知事が当該建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。

窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

(木造長屋の形態等)

第四十二条 木造建築物等である長屋(耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。以下「木造長屋」という。)は、六戸建て以下としなければならない。ただし、主要構造部を準耐火構造としたものについては、十二戸建てにまですることができる。

2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、政令第三百三十六条の二に定める技術的基準に適合し、かつ、次の各号に定めるところによるものは、その地階を除く階数を三とすることができる。

一 延べ面積(主要構造部が政令第一百五十一条の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造である部分の床面積を除く。)は、五百平方メートル以下とすること。

二 各戸が重層しないこと。

三 地階部分は、主要構造部(階段を除く。)を耐火構造とすること。

3 前項第一号及び第二号の規定は、知事が当該建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。